

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第77号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（平成4年静岡県規則第25号）の一部を次のように改正する。

「氏名 を

様式第1号中

を

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」

「氏名 」に、

「

本籍地都道府 県名（国籍）		
氏名		

」

を

「

本籍地都道府 県名（国籍）				
旧姓又は通称 名併記の希望	有 ・ 無 <small>（有の場合、旧姓欄又は通称名欄に記載）</small>			
ふりがな	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏名				
	（旧姓）		（旧姓）	
通称名				
性別	男 ・ 女		男 ・ 女	

」

に改める。

様式第2号中

「氏名 ㊦ 「氏名
 調理師との続柄 を 調理師との続柄」に、

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」

削除する理由	
--------	--

を

削除する理由	死亡・失踪・その他
--------	-----------

に、「失そう」を「失踪」に改める。

「氏名 ㊦ を
 様式第3号中 (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」

「氏名」に、

本籍地都道府 県名(国籍)		生年月日	年 月 日
再交付を申請 する理由			

を

本籍地都道府 県名(国籍)		生年月日	年 月 日
ふりがな	(氏)	(名)	

氏 名		
	(旧姓)	
通 称 名		
再交付を申請する理由	調理師免許証を 破った ・ 汚した ・ 失った ため	

に改める。

「 氏 名 ㊟
 様式第 4 号中 を
 (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」

「 氏 名 に、

返納する理由	
--------	--

を

返納する理由	免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したため 免許の取消処分を受けた
--------	---

に改める。

「 氏 名 ㊟
 様式第 5 号中 を
 (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」

「 氏 名 に改め、「方」を削る。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

調理業務従事証明書

従事者 (受験者)	氏名		生年月日	年 月 日
--------------	----	--	------	-------

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

1 施設名		4 調理の業務の内容
2 所在地		
3 電話番号		
5 施設の種類の等	施設の種類の等 (1) 施設の種類の (2) その他 提供回数 1日 回 提供食数 1日平均 食	開設又は許可年月日 年 月 日 廃業年月日 年 月 日 届出又は許可保健所
	営業の種類の (1) 飲食店営業（喫茶店営業を除く。） (2) 魚介類販売業 (3) そうざい製造業 (4) 複合型そうざい製造業	届出又は許可番号
6 勤務時間及び日数	勤務時間 1日当たり 時間	勤務日数 1週間当たり 日

7 従事期間	年 月 日から 年 月 日まで	合計 年 か月
--------	-----------------	---------

8 証明日	年 月 日	10 印鑑
9 証明者	住所（法人又は任意団体にあつては、その主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人又は任意団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
	証明者の役職及び氏名（法人が設置する施設の長が証明する場合に限る。）	
	電話番号	

(注)

- 1 原則として、施設の長が証明すること。ただし、次に掲げる場合は、知事が別に定める者が証明すること。
 - (1) 当該施設の長が従事者と同一人である場合
 - (2) 当該施設の長が従事者の配偶者又は2親等内の血族である場合
 - (3) 当該施設の長が死亡した場合その他当該施設の長が証明することができない場合
- 2 「任意団体」とは、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。
- 3 「4 調理の業務の内容」の欄は、従事者が従事していた調理の業務（知事が別に定める業務を除く。）の内容を記入すること。
- 4 「7 従事期間」の欄は、従事者が調理の業務に従事していた期間から知事が別に定める業務に従事していた期間を除いた期間を記入すること。
- 5 「10 印鑑」の欄は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる印を押した上で、同表右欄に掲げる書類を提示し、又は添付すること。

区分	印	書類
法人が証明する場合	登記所に提出した印鑑	当該印鑑の印鑑証明書
法人が設置する施設の長又は任意団体の代表者が証明する場合	職印	
個人が証明する場合（前項に掲げる場合を除く。）	実印	当該印鑑の印鑑証明書

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則の様式により提出されている申請書は、改正後の調理師法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。